

歩行者デッキ設置(柏尾川横断部)における景観重要河川の許可の基準等について

◎ 柏尾川を横断する歩行者デッキの柏尾川の占用許可については、柏尾川が鎌倉市景観計画の景観重要公共施設(柏尾川ベルト)の指定となっていることから、占用許可等の基準に適合することが必要です。

鎌倉市景観計画 景観重要公共施設別の整備方針及び占用許可基準等 抜粋

(4) 柏尾川ベルト

①景観重要公共施設の名称

柏尾川

②景観重要公共施設の整備に関する方針

(i) 良好な都市景観の形成のための施設整備に関する方針（法第8条第2項第5号ロ）

「水を活かした魅力的な市街地景観の形成」

鎌倉を代表する河川であるとともに、大船と深沢の2つの拠点を結ぶベルトとして、魅力的な都市景観の形成が求められる柏尾川沿岸では、「水を活かした魅力的な市街地景観の形成」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

方針1：水を活かした魅力的な空間創出

施設整備にあたっては、沿岸の緑化やスポット的な親水空間の創出を図るなど景観軸として河川を活かした魅力ある空間創出をすすめます。

- フェンス等の工作物設置にあたっては彩度6を超える色彩を使用しない。
- 素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。
※ 標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上止むを得ない場合を除く。
- 河川沿いのビスタや斜面緑地への眺望の保全

方針2：公共施設等と一体的な都市景観の形成

施設整備にあたっては、隣接する公共施設等と一体的な都市景観の形成に取り組み、周辺市街地の環境向上をめざします。

方針3：車窓景観に配慮した都市景観の形成

施設整備にあたっては、丘陵の緑を背景に、魅力的な河川景観が連続するよう JR 東海道本線や湘南モノレールからの車窓景観を大切にします。

- 沿岸緑化の推進
- 沿岸住民等との協働による適正な維持管理

(ii) 良好な都市景観の形成のための施設別占用許可基準等

【景観重要公共施設の占用の考え方】

景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

【景観重要公共施設の占用許可等の基準】

占用許可等の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

- 景観重要河川における河川法第24条又は第26条第1項の許可の基準
 - ・ 工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しないものとする。